

## イーストとくしまインバウンド受入環境整備事業助成金

### Q&A

2026/5/18 現在

Q 1 助成金の対象となる取組みの具体例は。

A 1 主としてインバウンド観光客の受入環境整備に要する初期費用を想定しています。外国語表記のメニュー表の作成（電子媒体によるものを含む）、外国語表記の店舗内案内板の作成、Wi-Fi 機器の整備、自社サイトの多言語対応（ウェブ予約対応）、洋式トイレの整備などが例としてあげられます。

Q 2 インバウンド観光客の集客強化のため、訪問者を歓迎するよう店先などに掲げる「のぼり旗」の購入は対象となるか。

A 2 外国人観光客を歓迎し、安心して利用してもらえるような環境整備のために、歓迎用の多言語対応の「のぼり旗」や「店頭幕」等の整備費用は対象となります。

Q 3 観光施設とあるが、日帰り入浴施設は対象となるか。

A 3 外国人観光客が立ち寄る施設であれば対象となります。対象となる施設かどうか分からない場合は、申請前にご相談ください

Q 4 案内表示を複数店舗で整備したいが助成対象となるか。

A 4 助成金の合計額が交付上限額の10万円の範囲内で、かつ施設の所在が域内であれば複数店舗で整備する経費も対象となります。

Q 5 同一店舗で商品メニューの多言語化、多言語音声翻訳機器導入、案内板の多言語化整備といった複数の取組みを行う場合、助成対象となるか。

A 5 全ての取組みの経費を合算して助成金額が上限額の10万円の範囲内であれば、対象となります。助成金申請書一別紙1の2「事業内容」、3「収支予算」に複数の取組みの内容を記載してください。

Q 6 本助成金の交付決定前に契約や発注といった整備に着手することは可能か。

A 6 本助成金の交付対象となる整備は、交付決定後に着手してください。

Q 7 ホームページ等の毎月の利用料は対象となるのか。

A 7 対象となりません。人件費等の経常的な運営費、レンタル、リース、通信費及び各種手数料に係る経費は対象外です。多言語音声翻訳機器等の導入も一定の期間定額を支払うような通信費に相当する経費は対象外となります。

Q 8 助成額は消費税込みの額か、消費税抜きの額か。

A 8 消費税込みの額です。

Q 9 年度内に複数回申請を行いたいが可能か。

A 9 年度内において、1事業者につき1回の申請を限度とします。

Q10 既存の端末等に免税業務アプリ等を導入するが、利用通信費を年額で一括支払いする場合、その通信費は助成対象となるか。

A10 助成対象はインバウンド観光客の受入環境整備に要する初期費用を想定しており、機器であれば導入や整備が前提となり、それに付随し、経費として明確に区分することが困難な通信費が含まれる場合に限り、対象となります。

Q11 国や県等の補助金との併用は可能か。

A11 国、県等で交付を受けた対象経費（対象経費が重複していなければ可能）は、本助成金の対象外となります。